

貴金属（金地金）売り払いに伴う一般競争入札説明書

貴金属（金地金）の売り払いについて、以下のとおり一般競争入札を実施するので、買取希望者は、この入札説明書の各条項を承知の上、入札参加の申込みを行い、所定の手続きに従い入札を行うこと。なお、入札手続き等について不明な点は、長浜市未来創造部 未来こども若者局 未来こども若者課に照会すること。

令和7年6月27日

1. 一般競争入札により売り払う貴金属

品名	重量	数量	最低買取率※
金地金（Union Bank of Switzerland 製）	1kg	1本	100.00%

※備考

- ・買取率とは、田中貴金属工業株式会社が公表している「店頭買取価格（税込）」を基準額として、当該基準額に乗ずる換金率のことを指します。
- ・最低買取率とは、あらかじめ市が定めた最低買取率であり、これを下回る入札は無効とする。

2. 仕様内容（買取方法、買取条件等）

- （1）入札においては、田中貴金属工業株式会社が公表している店頭買取価格（税込）を基準に、金地金の買取率（%）を入札書に記載すること。
- （2）実際の買取代金は、田中貴金属工業株式会社が買取日当日に公表した店頭買取価格（税込）に、落札した金地金の買取率及び金地金の重量を乗じた額とする。またその額に円未満の端数が生じたときは、円未満を切り捨てることとする。
- （3）買取日及び場所は、市と落札者（以下「両者」という。）が別途協議の上、決定する。
- （4）入札にあたり、事前に金地金の査定・真贋の場は設けない。
- （5）金地金は、買取日に両者立ち会いのもと、査定及び真贋鑑定を行い、落札者による買取代金の一括納付が完了した後に引き渡すものとする。
- （6）査定及び真贋鑑定の結果、万が一非正規品と判明した場合、落札者は、真贋を示す証明書類を添えて、買取を拒否することができる。なお、金地金の引き渡し後は、返品・返金等の申出は一切受け付けない。

3. 入札参加資格

本入札に参加する者（以下、「入札者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- （2）長浜市入札参加停止基準要綱（平成24年長浜市告示第213号）に基づく入札参加停止措置を現

に受けていない、又は、申込時において長浜市入札参加停止基準要綱の別表第1及び別表第2の各号に該当しない者であること。

- (3) 法人用の古物商許可証を持ち、入札公告日現在において、引き続き5年以上の営業実績があること。
- (4) 営業を行うにつき、法令などの規定により官公署の免許、許可又は許可を受けていること。
- (5) 法人税、所得税、事業税、市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次の①から⑥までのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ①役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - ②暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的及び第三者に損害を与える目的をもって、暴力団及び暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ④役員等が、暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、及び便宜を供与するなど、直接的及び積極的に、暴力団の維持及び運営に協力し、及び関与していると認められるとき。
 - ⑤役員等が暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑥営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

4. 入札参加申込の手続き

(1) 提出書類

入札者は、本説明書及び長浜市郵便入札実施要綱、長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出してください。なお、提出書類のうち、公的証明書は発行後3ヵ月以内のものに限ります。

- ①一般競争入札参加申込書（様式1）
- ②履歴事項全部証明書の写し 1通
- ③印鑑（登録）証明書の写し 1通
- ④国税、都道府県民税及び市町村民税の納税証明書の写し 各1通
- ⑤古物商許可証の写し（法人用）
- ⑥誓約書（「3 入札参加資格」を満たしている者であることを誓約する書面）
- ⑦委任状（代理人により入札申し込みをする場合は必要です。）

(2) 申込期限

令和7年7月8日(火)午前11時(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付けます。事故等については提出者のリスク負担とします。

(4) 提出先

〒526-8501 長浜市八幡東町632番地(長浜市役所本庁4階)

長浜市 未来創造部 未来こども若者局 未来こども若者課

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和7年7月14日(月)以降に電子メールで通知します。

(6) 留意事項

①提出されたすべての書類は、返却しません。

②共有名義での申し込みはできません。

③参加申込書の内容変更や取り下げは、申込期限までに行うことができます。(取下書は自由書式)

④参加申込受付以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、入札参加申込の受付を取り消します。

⑤参加申込者に関する情報及び申込者数等の問い合わせについては、一切応じません。

5. 入札の手続き

(1) 提出書類

①入札書(封書で提出すること。)

②入札書に記載する日付は、入札公告日から開札日までの期間の日とすること。

③内封筒には入札書を入れ、案件名「貴金属(金地金)売り払いに伴う一般競争入札」、開札日「令和7年7月18日」及び入札参加者名を記載し、封印すること。

④外封筒には前号の内封筒を入れ、封筒裏面に案件名「貴金属(金地金)売り払いに伴う一般競争入札」、開札日「令和7年7月18日」及び入札参加者名を記載すること。

⑤外封筒の表面には担当部署名「未来こども若者課」を宛名として記載し、「入札書在中」と朱書きすること。

⑥入札参加資格のない者及び入札参加申込について虚偽の書類提出を行った者の入札は、無効とする。

(2) 提出期限

令和7年7月18日(金)午後3時(必着)

(3) 提出方法

郵送又は持参に限ります。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付けます。事故等については

提出者のリスク負担とします。

(4) 提出先

〒526-8501 長浜市八幡東町632番地（長浜市役所本庁4階）
長浜市 未来創造部 未来こども若者局 未来こども若者課

6. 開札

(1) 開催日時

令和7年7月18日（金）午後4時

(2) 開札場所

長浜市役所

(3) 落札者

入札した買取率が最低買取率以上かつ、最高買取率である入札者を落札者として決定とする。ただし、最高買取率の入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

(4) 開札結果の公表

開札結果は、落札者の法人名及び落札買取率を本市ホームページ内で公表する。

7. 契約に関する事項

(1) 契約費用

契約に要する費用は、落札者の負担とする。

8. 買取代金の納入方法及び時期

落札者は、両者協議により定めた買取日当日に、本市指定の銀行口座に振込又は指定する取扱金融機関に納付書をもって当該契約に係る買取代金を一括納付すること。

9. その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て入札者の負担とする。緊急又はやむを得ない理由等により、本入札を実施することができないと認めるときは、停止、中止及び取り消すことがあります。なお、この場合においても、本入札に要した費用を市に請求することはできません。